

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和7年12月8日（月） 午後0時57分から
午後3時27分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、首藤健二郎、御手洗吉生、嶋幸一、福崎智幸、高橋肇、吉村哲彦、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、守永信幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 首藤丈彦、生活環境部長 首藤圭 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第109号議案、第110号議案、第111号議案、第112号議案及び113号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第105号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 請願14については、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。また、請願15については、賛成多数をもって継続審査とすべきものと決定した。
- (4) 大分市佐賀関大規模火災に係る被災者支援状況について、大分市佐賀関の大規模火災について、第6次おおいた男女共同参画プランの策定について及び第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定等についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 板井貴章
政策調査課調査広報班 専門幹 佐藤達郎

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和7年12月8日（月）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係 13：00～13：45

(1) 付託案件の審査

第109号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第110号議案 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第111号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

請 願 14 物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について

請 願 15 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について

(2) 諸般の報告

大分市佐賀関大規模火災に係る被災者支援状況について

(3) その他

3 生活環境部関係 13：45～15：05

(1) 合議案件の審査

第105号議案 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

(2) 付託案件の審査

第112号議案 食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について

第113号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(3) 諸般の報告

①大分市佐賀関の大規模火災について

②第6次おおいた男女共同参画プランの策定について

③第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について

④第5期大分県食育推進計画の策定について

⑤第3次大分県動物愛護管理推進計画の改訂について

⑥第6期大分県地球温暖化対策実行計画の策定について

⑦第6次大分県廃棄物処理計画の策定について

⑧大分県ごみ処理広域化・集約化計画の策定について

⑨第4次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について

⑩くじゅう連山の登山道整備等に係るクラウドファンディングの実施について

(4) その他

4 協議事項

15:05~15:15

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

また、本日は、委員外議員として木田議員と守永議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の皆様申し上げます。委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

それでは審査に入ります。本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案5件、請願2件、総務企画委員会から合い議がありました議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより福祉保健部関係の審査に入ります。

それでは、最初に付託案件の審査を行います。第109号議案公の施設の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

高木福祉保健企画課長 第109号議案公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

先の第2回定例会の常任委員会において御報告しましたとおり、福祉保健部が所管する公の施設4施設の指定管理者が、今年度末をもって更新時期を迎えます。

そのため、令和8年度から5年間の指定管理者の選定にあたり、1指定管理候補者選定の経過にあるとおり、公募方式については、外部有識者から構成される選定委員会による審査を行い、任意指定施設については、パブリックコメントや外部有識者によるヒアリングを行うなど、慎重かつ厳正に審査を実施しました。

こうした手続を踏まえ、4施設の指定管理候補者を選定しましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

資料の3ページをお開きください。

まず、①大分県社会福祉介護研修センターについてです。本施設は公募方式によるもので

が、応募団体は大分県社会福祉協議会の1団体であり、当該団体を指定管理候補者としています。

表の右端の選定委員会における評価欄にありますように、選定委員会において、当該団体の安定した運営体制や利用者の声に沿ったオンデマンド型の研修の提案などが評価されたことから、指定管理候補者に選定されたものです。

なお、表の左から2列目にありますように、次期指定期間に係る提案価格は、5年間で総額8億7,317万5千円であり、これは第3回定例会で御承認いただいた債務負担行為額と同額となっています。

次に、②大分県母子・父子福祉センターについてです。本施設は任意方式であり、大分県ひとり親家庭福祉連合会を指定管理候補者として引き続き選定したものです。

表の右端の欄にありますように、外部有識者から、当該団体は、利用者であるひとり親家庭支援団体を構成員としており、ひとり親家庭の生活実態等に精通しているほか、相談業務等に優れた人材を有するなど、指定管理候補者とするのが妥当であるとの御意見をいただいたところです。

提案価格は、5年間で総額3,602万5千円であり、債務負担行為額と同額となっています。

次に、③大分県聴覚障害者センターについてです。本施設は任意方式であり、大分県聴覚障害者協会を指定管理候補者として引き続き選定したものです。

表の右端の欄にありますように、外部有識者から、当該団体は、利用者である聴覚障がい者やその家族等を会員としており、聴覚障がい者の生活実態等に精通しているほか、手話通訳ボランティア団体等と連携した手話通訳者や要約筆記者の養成事業などを実施している実績があるため、指定管理候補者とするのが妥当であるとの御意見をいただいたところです。

提案価格は、5年間で総額1億7,309万円であり、債務負担行為額と同額となっています。

最後に、④大分県身体障害者福祉センターについてです。本施設は、公募方式によるものですが、応募団体は大分県社会福祉協議会の1団体であり、当該団体を指定管理候補者としています。

表の右端の欄にありますように、選定委員会において、当該団体の、これまでの安全対策への取組実績や障がい者に配慮した運営案等が評価されたことから、指定管理候補者に選定されたものです。

提案価格は、5年間で総額3億1,838万5千円であり、債務負担行為額と同額となっています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 指定管理については問題ないと思うんですけども、ちょっと関連した形になるかと思いますが、私、一般質問でも複合的な福祉の問題を質問したんですけども、例えば知的障がいのある方とかが医療を受けようとする場合に、大人一人で行ってもなかなか医療を受けるのが難しかったり、歯医者とかでもそんな話が本会議でもありましたけれども、そういうときにどこに相談したらいいかがなかなか難しかったりする場合があります。

例えば、福祉の専門家がサポートして一緒に付いて病院に行って、問題なく治療が受けられるように、その本人に合った働きかけだとか、サポートしながらみたいなことも必要ではないかと思うんです。

そういういろんな問題が出てきますね。学校でけがしたとか、多動な子どもさんとかはけがもしがちだったりして。だから、その辺の総合的な、ここに相談したら、また相談先を教えてくださいとか、とにかくここに相談したらここに繋げるみたいなシステムがいるんじゃないかと、いろんな御相談を受ける際に思いますので、その点はいかがでしょうか。

高木福祉保健企画課長 正に委員が言われたとおり、今、複合的な課題は非常に出てきておると思います。8050問題とか孤独とか、いろんな問題が出ている中で、県としては、市町村に対して、複合的な支援体制、いわゆる横でしっかり連携した体制を構築しようよということで、事業でいえば、重層的支援体制整備事業があるんですが、そういった事業を受けて、横の連携をしっかりとしようということを言っております。それには、市町村の社会福祉協議会やいろんなNPO団体とかを巻き込んで、しっかり互いに連携しながらやっていこうという形の包括的な支援体制を構築しております。

ですので、要は、どこに問合せするのか分からないとかいった部分であれば、市町村に包括的支援体制を実施している課がございますので、そこに照会すれば、サービスに応じてこの課がいいですよという形で紹介できるかなと思っております。当然、その市と社会福祉協議会も連携しておりますので、社会福祉協議会に問い合わせるとか、回答できるところまではしっかりできると思いますので、そういった形で、しっかり連携を組んでやれるような形で取り組んでいく状況でございます。

猿渡委員 市民としたら、複合的な体制を支援している課がどこかが分からないかがあると思うんですね。だから、その辺は例えば支援学校なり障がい者の事業所なりで周知していくとか、その辺も含めてよろしく願いいたします。

首藤福祉保健部長 今、猿渡委員がおっしゃった、そういういろんな悩みとか相談事、一義的には市町村のここかなと思われる窓口、例えば障がい福祉の課とかにお尋ねいただくとか、相談したところが必要なところに案内していただけるでしょうし、しっかり受け止めて対応していただきたいと思います。もちろん、県の障がい福祉の担当課でも、御相談いただければ、これはここに聞いた方がいいですよとか、これはこうだと思えますよというお話はできると思いますので、どこでも相談いただければ対応できるよう、県も市町村もさせていただいていると認識しています。

福崎委員 素朴な疑問なのですが、指定管理者を選定するときはこういう審査基準があつて評価されるんですけど、日常的に、例えば毎年毎年どういうふうにその事業がしっかりされているのかとか、必要なもの、必要じゃないものなんていうのを県としてどういうふうに評価されて、この5年間ずっと続けていっているのかというところの毎年の評価の仕方を教えていただけたらと思います。

高木福祉保健企画課長 指定管理については、毎年外部の委員を含めた形で、どういう状況だという評価をしてもらっています。例えば、ここにある目標指標、例えば利用者数とか満足度とか、そういった部分も含めて、毎年どういう形でその施設がどういう状況でやっているのかを評価してもらって、必要な指導を受けている状況でございます。

福崎委員 それって、どこかで公開されているんですか。

高木福祉保健企画課長 全体的には行政企画課が窓口となってやっている部分なんですけど、将来ビジョンの部分ですので、そこは公表しています。それぞれ行財政改革推進委員会等で、評価の内容とかを公表しております。

嶋委員 指定管理者の指定は、私は原則公募であるべきだと思っておりますが、この四つ、この種の施設は公募でなくても任意指定でもいいと思うんですが、この四つのうち二つを公募して、二つを任意指定したのは、どういう背景があるんですか。

高木福祉保健企画課長 まず、指定管理者制度が平成18年度に導入されてから、この4施設も指定管理の対象になっております。その頃から、この2施設については公募で、残りの2施設は任意という形になっているんですが、相談体制とか、身体障害者福祉センターであればプールの管理とか、そういう部分について、民間に諮ってみて民間からいい案が出れば、指定してもいいんじゃないかと、そういう部分の意見を基に公募している形と、この公募認定の決定にあたっては、行財政改革推進委員会に諮って、公募認定、どちらかにするかを決める形を取っ

ております。

嶋委員 非常に民間が手を挙げにくい施設だと思いますが、これまで公募によって民間事業者が手を挙げたことはありますか。

高木福祉保健企画課長 身体障害者福祉センターでいえば、平成27年度、前々回のときに、民間も含め3団体から上がってきておりますが、最終的には大分県社会福祉協議会が取っておる状況でございます。（「よく分かりました」と言う者あり）

高橋委員 そうすると、今回も公募でやった分が、どちらも1団体ずつ、それもずっとこれまでやってきた経過、経歴がある団体。そうなってくると、だんだん他の団体が手を挙げにくくなって、いつもここしか公募しないようになってくるんじゃないかと思うんですが、公募に応じたのがそれぞれどちらも1団体ずつしかないこの現状を県としてどう捉えるかと思うんですが、どうですか。

高木福祉保健企画課長 例えば介護研修センターであれば、社会福祉事業者に対する研修や介護に関わる研修とか、ある意味広い意味で難しい研修等を実施していかなきゃならないという部分であれば、民間が手を挙げるにはそれなりのスキルが必要になってくるんじゃないかなと思います。

ただ、県としましては、そういう部分も含めて幅広く公募することによって、社会福祉協議会にもっと研究していい案を出してくれと促しているような実情でございますので、そこはそういう形を取らせていただいております。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第110号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

柳井福祉保健部審議監 こども未来課の鈴木課長が欠席のため、私から説明をさせていただきます。4ページを御覧ください。

第110号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明します。

1の条例の概要についてですが、この条例は、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めたものです。

次に、2の法令及び条例の改正内容ですが、児童福祉法の改正により、第3回定例会で保育所等に関する基準条例を改正しましたが、今回は、幼保連携型認定こども園に関する基準省令においても、虐待等を禁止する規定が追加されたため改正するものです。

具体的には、(1)の法令の改正の改正後欄のとおり、法律に入園児虐待の防止等の章が新たに追加され、虐待の定義等が定められるとともに、省令に虐待等の禁止が定められました。

(2)の条例の改正ですが、省令改正に従い4条の2として、虐待等を禁止する条項を追加するものです。

なお、改正前は児童福祉施設基準条例の虐待等を禁止する条項を準用していたため、虐待等を禁止する内容に変更はありません。

最後に、施行日は、公布の日としております。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 こういう行為をしてはいけませんと決まったんですけど、じゃ、行為をしていることに対する防止ですね。

例えば、園の運営者とかに対して、こういうことが禁止されているけど、それを防ぐためにはどうしたらいいとか、そういうことに対す

る予防ですね。こどもが害を受けたときにはもう遅いんですよ。禁止しているけど、本当にそういうふうにならぬかといったらなかなかかなりづらい、現場でもやっぱり起きていることが多いと思うんですよ。それを起こさないためにどうすべきかというところも必要じゃないかと思うんですよ。

そこら辺はどうなっているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。法が変わったことによってどうなるのかを教えてください。

柳井福祉保健部審議監 虐待の禁止そのものは従前から規定としてあって、今回は、近年なんかは全国的にいろんな保育現場での虐待の対応の強化をする観点から、前回では保育所、今回は認定こども園について対応が新たになったものであります。

防止策については、それぞれこれまでも各施設の職員に対する研修などを行っているところであります。

福崎委員 しかし、それでも減らない現状があるんじゃないですかね。虐待されているこどもさんがよくニュースとかで報道されたりしますけど、昔からそういうふうになっているんだから、減っていくべきと、こどもが守られていくべきじゃないかと思うんですが、現実そういう状況じゃなくて、反対に園が一体となってそういうことを隠したり、園長自体がそういうことをしたりしているところがあったりするので、よくニュースであったり聞きますけど。

じゃ、もう少し僕は強化するべきじゃないかと思うんですが、そこら辺、県として、こういうふうに変ったことによって、さらにこどもたちへの虐待を減らしていくために何か考えていることがあるのなら教えていただきたいです。

柳井福祉保健部審議監 これまでも虐待の実情については年1回の公表を行っており、公表することによって、どういった事案があったかといったようなことを周知することで、各施設においてそれぞれ研修の現場でいかしていただくといったようなこと、また人材の育成といったようなことにかかしてもらっているところであります。こういった努力によって防止し、減ら

していくしかないのかなと考えているところがあります。

首藤福祉保健部長 ちょっと補足させていただきます。特に今回の法令改正の背景として、保育園等でのわいせつ事案が特に増えていると。事件、虐待等が増えている中でも、特にそういう性的な犯罪行為が増えていることで、こういう規定が追加されている面がございます。

国においては、わいせつあるいは性犯罪をした人を採用しないように、事前にその履歴を確認できるシステムが導入される予定になっていますので、そういったものを活用しながら、そういった方を最初から採用しないように予防対策は取られる予定。また、県においては、こういう趣旨をしっかりと各経営者、運営者に対する研修等で徹底していくことだと思います。

猿渡委員 今の関連になるかと思うんですけども、私、思いますのは、やはり配置基準が七十数年ぶりとかで改定されたんですけども、それでも、1歳児、5対1とかですね。5人の1歳の子どもさんに対して保育士1人。1人で見るとはなくて、10人を2人で見たりとかするわけですけども、現場はそれでも足りなくて、さらにサポート体制を作ったりしているし、本会議でも、サポートのスタッフの方が増えていっているというお話もありましたけれども、配置基準をやはりもっと充実していく必要があると思っています。

今、発達障がいを持っている子どもさんが増えていますね。保育園の乳幼児の場合は、まだそれが分からないんですよ。小学生とか中学生とかになると、この子は発達障がいだとか障がいを持っていることで、手厚い体制になったり支援学校に行ったりするけれども、保育園の段階、ゼロ、1、2、3歳とかの段階では、この子は手がかかるなど、ちょっと言葉が遅いなとかという子はたくさんいるんだけど、まだ障がいを持っているかどうか分かっていなくて、健常児と同じ体制で見えるわけですよ。だから、障がいを持っている子どもさんが増えている中で、それは現場の先生たちはすごく実感していらっしゃるわけですね。

ですから、それを前提とした、発達障がいを持っている子どもさんがいることを前提とした体制に、配置基準にしていかなければならないと思うんです。

なので、やはり全国的に声が上がって、保育士を増やしてくれという声の中で、長年の要望で少し改善されたんですけども、さらなる改善が必要だと思いますし、保育士確保についても、私も保育士ですけど、持ち帰り仕事が多すぎて負担だったんですね。保育計画を作ったり記録を書いたり昼間職場できずに、持ち帰りでやっていたし、作り物も多かったですね。

だから、その辺の持ち帰り仕事をなくしていくような方向で、いろんなIT化とかされているかと思うんだけど、さらにそういう方向で努力いただいて、保育士を確保していけるようにすることが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

首藤福祉保健部長 保育所の人材確保の点は、もっと増やしていくべきというお話を現場からもいただいております。一方で、まだまだ不足していて、特に中都市部、未入所児童がいるところもあって、増やすのに苦労している部分もあるので、基準を一概に上げればいいのかというと、その基準を満たすことすら難しくなって、支障が出てくることもありますので、本当に確保できるかどうかを見極めながら、基準そのものを引き上げていく、より密にしていくところが大事なかなと思いつつも、まずは人材確保をしっかりとやっていくということです。

特に、働き方改革のモデル園なんかはこの数年間創ってきていまして、例えば持ち帰り仕事みたいな、作っていかないといけない工作物とかを外注して、職員の負担を減らすような取組をやっているようなところもありますので、いろんな働きやすい、持ち帰り仕事を減らすための取組は、徐々にではありますけど、広がっていると認識しています。

柳井福祉保健部審議監 発達障がいの件についても御発言がありましたけれども、現在、大分県では5歳児健診では、県独自の制度として専

門医を派遣する制度を持っているところであり
ます。また、5歳児健診については国も今後強
化していくといったようなこともありますので、
県としても引き続きしっかりと対応してまいり
たいと思っております。

荻障害福祉課長 加えまして、なかなか3歳児
では見つかりにくいというお話もありましたけ
ど、何とか見つけようと努力をしております、
一つの事業として、保育所等訪問事業というの
を国でやっております。発達障がい詳しい方
が保育所等を回ってアドバイスをしていくとい
う事業をしております、保育所の方もそう
いった早期発見のところではどんどん理解が進
んでいるところですので、もう少し長い目で見
ていただければと思います。

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はあ
りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより、
採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案
のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第111号議案児童福祉施設の設備及
び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
について、執行部の説明を求めます。

三重野こども・家庭支援課長 こども・家庭支
援課の三重野です。5ページを御覧ください。

第111号議案児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部改正につい
て御説明いたします。

1の改正条例ですが、①から④の4本の条例
であり、児童福祉法等に基づき、児童福祉施設
や指定通所支援事業、指定障害児入所施設、一
時保護施設の設備及び運営基準等を定めたもの
です。

2の改正内容ですが、改正理由は二つです。

まず、一つ目ですが、児童養護施設の長など
の任用資格に、こども家庭ソーシャルワーカー
が追加されたことによるものです。

改正対象条例は①及び④になります。

(1) 省令改正の内容ですが、今回、内閣府
令の改正によりまして、児童の健全育成の観点
から高い専門性が求められます児童養護施設の
長や児童指導員などの任用資格に、こども家庭
ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加さ
れました。

こども家庭ソーシャルワーカーとは、令和4
年改正児童福祉法において新設された、虐待を
受けた児童や養育困難を抱えた家庭に対する専
門的な支援を行う資格者です。

このことから、(2) 条例改正の内容のとおり、
右の吹き出しにある9職種について、任用
資格にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を
有する者を追加するものです。

次の6ページを御覧ください。

二つ目の改正理由は児童福祉施設等における
代用可能な健康診断の追加です。改正対象条例
は①、②及び③です。

①省令改正の内容ですが、児童養護施設等は、
入所者に対して、入所時に加え、年2回の定期
健康診断等を実施していますが、児童相談所や
学校など別の機関が行った健康診断の結果を把
握できる場合は、施設での健診を省略すること
ができます。今回の内閣府令改正で、代用でき
る健康診断等に、母子保健法の1歳6か月児健
診や3歳児健診等の健康診査が加わりました。

このため、(2) 条例改正の内容のとおり、
健康診断の規定に、これらの健康診査を追加す
るものです。

3 施行日は、任用資格の追加については、内
閣府令と同じく令和8年3月1日、健康診断の
追加については、公布の日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、
御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はあ
りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないようなので、これ
より、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、請願14物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

川邊保護・監査指導室長 保護・監査指導室の川邊です。7ページをお願いします。

請願14物価上昇に見合う年金引上げを求める意見書の提出について御説明いたします。

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和7年度の年金改定は、名目手取り賃金変動率の2.3%を用いて改定しますが、マクロ経済スライドにより、マイナス0.4%の調整が行われ、改定率は1.9%となりました。

なお、国は、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながると説明しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 意見です。今言ったマクロ経済スライドで、やはり年金は大変目減りしております。物価はどんどん高くなっている中で、やはり私たち、町なかでも、年金だけでは生活できないと、非常に生活が苦しい、厳しいという声を、全然知らない方からも声をかけられたりするぐらいの状況です。

年金生活者が高齢化社会の中で増えていくわけですが、年金だけで暮らせないのも、大変高齢の方が猛暑の暑い時期とかでも外で働いていたりする姿もよく見かけるわけですね。

年金が目減りしているということは、地域経済にも大きな影響を与えることとなりますので、是非これは採択いただきたい、賛成いただきたいと思います。

年金は、厚生年金も国民年金も令和6年度で3兆円を超す黒字で、年金積立金は非常にたまってきてまして、二つの年金を合計して128兆3,993億円たまっているんですよ。だから、一定の積立金は必要だと思いますけれども、やっぱり積み立て過ぎであって、やはり積立金の一部を活用して、暮らせる年金に引き上げることが必要だと思っておりますので、是非採択、賛成をよろしくお願いいたします。

首藤副委員長 今、積立ての額の話が出ましたけれども、基本的に年金制度は世代間の相互扶助なので、若い世代の方々が要するに高齢者のためにお支払いいただいているんですけど、現状、今後も少子、あるいは受け取れる年金額が少なくなるのはもう現実的にあることで、若い方たちの負担を上げる話にもなるかと思っておりますので、そのあたりは年金制度の趣旨にのっとって運営をすることによってよろしいんじゃないでしょうか。

嶋委員 今説明のあったスライド調整ですが、これは言うまでもありません、年金制度を将来にわたって持続させていくものであります。スライド調整によって現在のような状況になっておりますが、今大事なことは物価の安定回復だと思っておりますので、国にはしっかりその物価の安定回復に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

吉村委員 私も意見であります。今、嶋委員もおっしゃいましたように、スライドを取り入れることで、将来にわたって安定的な年金が確保できるという部分は非常に大事な点です。若い世代の代表として言えば、私たちの同世代でも、もう将来年金はないやろうと、もらえんやろうという思いを非常に強く持っております。そもそも、もらえんのやったら払わんよという御意見も多く耳にいたします。そういったことを考えると、やはりこれから100年も200年もしっかり年金が続いていけるように、安定的

な運用をしていくのは大事だと思いますし、ある意味、請願の中に文言が入っておりますが、今、社会保険の部分も国で見直し、改革が必要だということもありますので、年金の引上げを求めること以上に、年金を安定的に運用していく、さらには社会保障の部分をどう改革していくのか、こういった部分を注視していくべきではないかなと考えております。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより、本請願の取扱いについて、協議します。

いかがいたしましょうか。（「採択いただきたい」と言う者あり）

福崎委員 もう少し慎重に審議するべきことかと思うので継続でお願いしたい。

今吉委員長 その他に皆さんからありませんか。（「採決しましょう」と言う者あり）

今吉委員長 それでは、御意見が分かれていますので、まず、継続審査についてお諮りします。請願14については、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 賛成少数であります。よって、請願14については、継続審査とせず、採択について諮ることとなります。

それでは、採択についてお諮りします。請願14については、採択すべきものと決することに御異議はありますか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。請願14については、採択すべきものと決することについて、賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 賛成少数であります。よって、請願14については、不採択すべきものと決定いたしました。

続いて、請願15 OTC類似薬の保険適用除

外を行わないことを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

荒金業務室長 8ページを御覧ください。

請願15 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について御説明します。

OTC類似薬の保険適用の在り方については、国の社会保障審議会医療保険部会において、有識者や患者団体の意見を伺いながら、検討されています。

11月27日に開催された医療保険部会では、OTC類似薬そのものを保険給付の対象外とはしない前提で、患者の状況や負担に配慮した別途の負担を求めることが議論されましたが、現時点では、具体的な方針は決まっています。

制度設計にあたっては、対象となるOTC類似薬の範囲や、配慮が必要な方の範囲などについて、丁寧に検討していくとされています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 意見です。OTC類似薬そのものを保険適用から除外することについては、何十倍にも負担が増えるという声相次いで、それ自体は見直そうという方向なんですけれども、選定療養の仕組み、今は先発医薬品の部分で取り入れられているんですけれども、選定療養部分の対象を広げていこうという動きですよね。今は、その割合を4分の1程度で考えているようですが、その後引き上げていくことが予想されているわけですね。

ここにありますように、今後について引き上げていくときには、法改正が必要ないと、国会に諮らずに厚生労働大臣の告示だけで負担を引き上げることができるようになってしまう。ですから、国民が知らない間に、国会にも諮らないままに負担が増えていくことが危惧されています。

やはり私は、国民皆保険制度をしっかり守っていくべきだと思います。厚労省は、介護保険制度、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保すると掲げていますし、混合診療を

一部解禁した平成16年の厚労省と規制改革担当相の基本合意にも同じような文言が明記されているわけですね。だから、国民皆保険制度を壊してしまうものだし、基本合意、大臣合意にも反することだと思いますので、保険適用除外を行わないことは大変大事な中身ですので、賛同いただきたいと、採択いただきたいとします。

吉村委員 1点、執行部にお伺いをしたいんですが、当然、国では議論を重ねられている最中だと理解をしております。その中で、薬の値段、薬を買う方の負担が増えるんじゃないかという懸念があるのも重々理解をしております。そういったものも含めて、社会保障改革を進めていく上で必要なことだという議論もあるのかなど。現役世代の負担を少しでも軽くしながら、さきほど保険制度のお話がありましたが、そういった保険制度も継続させていくために必要な部分もあると認識をしております。

そういった意味で、患者さんへの負担の軽減であるとか、継続してずっと薬を使っていかなければならない方へのフォローアップとかが今国でどう検討されているのか、もし分かる部分がありましたらお伺いしたいです。

荒金業務室長 国民皆保険制度の継続と、ただ個人負担が増えてしまうところの非常にセンシティブな内容の議論が今、国でなされているかと思うんですけれども、全国知事会の方でも過度な負担がそういう治療をされている方にかからないように、ただ、社会全体が丁寧に納得する内容の改革を行うようにという提言がなされております。

吉村委員 ありがとうございます。

そういった議論も27日に行われた部会の中でも触れられていくのかなと思うんですが、そういった部分はどうでしょうか。

荒金業務室長 国の審議会というところですかね。その辺のところの意見交換を十分しているところなんですけど、まだはっきりとしたビジョンはこれからというところでございます。

高橋委員 OTC類似薬が保険適用外になった場合に心配されることは、ここにも書いてある

とおりです。一方で、やっぱり若い世代の保険料負担軽減という部分もあって。私もそういう薬を服用していますが、かなり長期間服用しなきゃいけない。保険適用外となると、今後やっぱり経済的にかなりの負担がかかってくる。かといって、もう薬をやめるかというわけにもいかない中で、この問題は非常に健康面にも関わってくる重要な課題だと思います。

OTC類似薬にどういうものが該当するのかも含めて、もう少し、保険適用外になったときのメリット、デメリットについて、調査研究をしたい、時間をいただきたいと思うので、今回については継続審査でお願いしたいと思っております。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

守永委員外議員 一つお尋ねしたいんですけども、OTC類似薬が適用除外になった場合に、例えば、お薬手帳に何らかの服用履歴が残るのかどうか。残らないとすれば、ほかの薬と飲み合わせたときに問題になる事例が考えられないのか、そういった課題は国の方で何か考えているかどうか分かりますか。

荒金業務室長 お薬手帳は、OTC類似薬になった場合は、通常は、今の体制では特段本人が記入しない限り残らないんですけれども、ただ、医師が判断して、これはもう保険適用外なのでOTC類似薬ですよとなれば、何かしらの履歴は残る制度になるのではないかというところなんですけれども、具体的にそこがこの委員会の中で議論されているかは、今把握しておりません。

守永委員外議員 ありがとうございます。

そういう部分、ちょっと気になっているんですよね。そういった部分をもう少し詳細にしないと、この請願そのものを採択するべきかどうか分からないと思うんですが。

嶋委員 この問題は大変大事な問題でございますが、OTC類似薬の定義も曖昧なままですし、国においてしっかり議論をするということなの

で、見守っていくことがいいのかなと思います。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより、本請願の取扱いについて、協議します。（「採択いただきたい」と言う者あり）

それでは、さきほど継続審査すべきとの意見がありましたので、まず、継続審査についてお諮りします。

請願15について、継続審査とすべきものと決することに御異議はありますか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。請願15については、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手多数であります。よって、請願15については、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。それでは、報告をお願いします。

首藤福祉保健部長 資料の9ページを御覧ください。福祉保健部の大分市佐賀関大規模火災に係る被災者支援状況についてでございます。

まず、1発災後からこれまでの支援についてです。

(1) 災害救助法の適用については、発災直後から内閣府と協議し、直ちに適用を決定しました。これにより、大分市が実施します避難所の設置や炊き出し、医療・福祉サービスの提供などに要する経費は、国と県が負担することとなりました。

また(2) 国への緊急要望については、11月27日に高市総理や赤間防災担当大臣等に対し、インフルエンザの拡大防止のため、避難者へタミフルを予防的に投与する経費を災害救助法の対象として認めてもらうことなどを要望し、前向きな回答をいただきました。要望活動には、嶋委員にも議長として御対応いただきました。

ありがとうございました。

(3) 備蓄物資の提供でございます。避難所の環境整備として県で備蓄をしていた毛布、段ボールベッド、パーティション、アルミマットを提供しました。

(4) 避難所への支援機関の派遣についてです。①から⑨までの専門職のチームが支援してきたところです。

①の災害派遣医療チーム(DMAT)については、発災直後の11月18日の夜から19日の未明にかけて、医療処置が必要な避難者への対応のために派遣しております。その後は、医師会の御協力をいただき、②の医療救護班(JMAT)を派遣しております。

③の災害支援ナースについては、県看護協会と連携して、感染管理認定看護師の資格を持つ看護師を派遣し、インフルエンザ対策への助言、指導を行うとともに、夜間も避難所に詰めて体調不良者への対応を行っていただきました。

④の保健師については、市の保健所に県の保健師を派遣し、保健活動の助言等を行ったほか、市の保健師と一緒に被災した近隣住民を戸別に訪問し、健康サポートを実施いたしました。

⑤の災害支援薬剤師については、県薬剤師会と連携して、モバイルファーマシーという移動薬局の自動車を派遣し、服薬相談や医薬品の提供を行いました。

次に、⑥リハビリ支援チーム(JRAT)は、理学療法士、作業療法士などで構成されたチームを派遣し、生活不活発病やフレイル予防等に向けた避難所の環境整備や集団体操を実施しています。

⑦臨床検査技師会は、医師の指示により、エコノミークラス症候群のエコー検査を実施。

⑧災害歯科支援チーム(JDAT)は、県歯科医師会と連携して、歯科医師や歯科衛生士のチームが、誤嚥性肺炎予防のための歯科保健指導を行っています。

⑨災害派遣福祉チーム(DWAT)については、県社協等と連携し、介護福祉士等の福祉の専門職を派遣し、福祉的な支援ニーズへの相談対応などを実施しているところです。

昨日時点で、延べ111チーム385人を派遣しており、引き続き、現地のニーズに応じた支援を継続してまいります。

2の生活再建に向けた支援については、県、大分市、日赤、共同募金による義援金を受け付けております。このうち、県の義援金については、表のとおり、昨日12月7日時点で6,197万円余りの御支援をいただいております。今後、大分市を通じて被災者にお届けすることになります。

引き続き、被災者への支援に尽力してまいりますので御協力をお願いします。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 教えていただきたいんですが、いろんな災害派遣チームが派遣されているんですけど、派遣チームをもう派遣しないと判断する基準みたいなのが、もうすでに派遣をやめているチームもあったりするし、ずっと必要であるチームもあるのかなと思うんですけど、そこら辺の基準があれば教えていただきたい。

首藤福祉保健部長 それぞれの派遣はすべて現地の市のニーズに応じて派遣をしています。そこで必要な支援を投入する。そして、その各チームが活動する中で、もう一定程度ニーズが詰まってきて、もうこれ以上派遣する必要ありませんとなった場合に先方とこちらとの話し合いの上で引き上げるということで、それぞれのチームが活動する中で、最終的には県と市でそういう判断をしているということになります。

嶋委員 被災者の健康管理に関する支援、大変ありがたいことでございますが、2の生活再建に向けた支援に災害義援金がかかっていますが、被災者生活再建支援法を国にはいち早く適用を決定していただきましたが、これは福祉保健部は関係ないですか。

首藤福祉保健部長 被災者生活再建支援法の所管は生活環境部になります。福祉保健部が所管しているものはこの資料に全て書いております。（「はい、ありがとうございます」と言う者あり）

今吉委員長 この佐賀関の大規模火災は後ほどの生活環境部の審査でも防災局からの説明がありますので。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

吉村委員 様々御対応ありがとうございます。私も昨日、避難所も含めて行かせていただきました。ありがとうございます。現地でもJMAT、JRAT、DMATの方々とお話もさせていただきました。被災者の方も非常に元気付けられているなど感じましたし、大分大学の学生もいらっやっております。そういった中で、長い期間で支援をされている方のメンタル的な部分のケアも是非判断をいただきながら、これからも御支援いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

今吉委員長 私も現場に行ってみたくんですけど、すごい斜面なんですね。復旧はかなり大変だと思いますが、いろんな知恵を絞ってください。

委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないのでこれをもって福祉保健部関係を終わります。執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時04分再開

今吉委員長 これより、生活環境部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として木田議員、守永議員に出席いただいております。

まず、審査に先立ち、先般、新たに就任されました岩屋危機管理室長から御挨拶があります。

〔岩屋危機管理室長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

若松環境保全課長 資料2ページを御覧ください。

第105号議案職員等の旅費に関する条例等の一部改正のうち、生活環境部関係の大分県公害紛争処理条例の一部改正について御説明します。

1の条例改正の背景にありますとおり、社会情勢の変化や国費の適正な支出等を図るため、国では国家公務員等の旅費に関する法律の改正がされました。これに伴い、県においても宿泊料金の高騰や旅行実態に合わせた旅費の支給等を行う必要があることから、条例を改正することになりました。

2の改正内容の主なものとしては、名称変更や宿泊費の実費支給への改正、包括宿泊費として、いわゆるパック旅行費用の支給の新設などとなっています。

3公害紛争処理条例の改正にありますように、本条例では、公害紛争処理に必要な事項を定めています。今回の改正においては、調停等委員会が意見の聴取を行う参考人や鑑定人に対して支給する旅費等に係る条文について、職員等の旅費に関する条例に合わせる改正を行います。

4施行日ですが、職員等の旅費に関する条例改正と同じ、令和8年4月1日としております。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第112号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

宇都宮食品・生活衛生課長 資料3ページを御覧ください。

第112号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正について御説明します。

まず、1条例の概要を御覧ください。

本条例は、食品衛生法施行規則に基づく営業施設の基準を参酌して定めた条例でございます。

次に、2条例改正の背景及び内容を御覧ください。背景としましては、近年のICT技術の進歩により、従業者等が常駐せず飲料の調理等を自動で行うことができるようになり、省令が改正されました。

この省令改正を参酌し、中段内容の①のとおり、これまで従業者が行っていた施設の状況把握などを機器の機能で行える基準を新たに定め、また、従業者が常駐しないことから、②のとおり、手洗い設備や更衣場所、トイレなどを省略できるように条例を改正したいと考えております。

具体的には、右下に囲っている図のとおり、従業者が常駐しないため、カメラによる常時監視機能や温度センサーによる食品管理を行うこと等の施設要件を追加したいと考えております。

想定される形態としましては、現在コンビニエンスストア等のカウンターに設置されている豆から挽くコーヒー等を無人で販売するケースです。

施行日につきましては、改正省令の施行日に合わせまして、令和8年4月1日としたいと考えております。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、

御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第113号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

宇都宮食品・生活衛生課長 資料4ページを御覧ください。

第113号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。

先の第2回定例会の常任委員会において御報告しましたが、生活環境部が所管する公の施設、おおいた動物愛護センターのドッグラン及び多目的広場が今年度末をもって指定期間の満了を迎えることとなります。この度、本施設の指定管理候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものです。

指定管理者の指定にあたっては、1指定管理候補者選定の経過にありますように、指定管理候補者選定委員会を設置し、申請団体に対するヒアリング等が行われ、2審査基準により、慎重かつ厳正に審査が実施されました。

なお、3第2回行財政改革推進委員会での議論についてにありますように、本施設は、利用料収入等による独立採算方式を設置当初から採用しており、県から委託料の支払はしていません。また、利用規則で休業日として規定されている月曜日と年末年始以外はオープンしており、利用の少ない平日や夏季の酷暑の時間帯も開設しています。そのため、行革委員会において、現在の運営方法では事業の採算性が極めて低く、事業継続が困難となるおそれがあり、利用料金や運営方法の見直しを検討する必要がある

と議論されたところです。

4指定管理候補者及び選定委員会における評価等に記載していますが、株式会社そらまめ1者から申請がありました。

右側、選定委員会における評価を御覧ください。申請者は長年にわたり県の動物愛護行政に協力し、動物愛護ボランティアや動物病院とのつながりも有していることから、設置目的に沿った管理運営が可能である点が評価されました。また、行革委員会の議論でもあったように、利用実態に応じて営業日や営業時間を柔軟に設定することで人件費の削減を図るほか、飲食業での経験を活かした自主事業の展開やサービス向上の取組を積極的に計画し、利用者の確保を目指しています。

これらのことから、株式会社そらまめを指定管理者として指定いたします。

なお、補足に記載しておりますが、来年第1回定例会に利用料金の見直しにかかる条例改正案を提出したいと考えております。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 ちょっとお尋ねなんですけど、おおいた動物愛護センターは、大分市と共同設置、共同運営だったと思うんですが、指定管理については県が行う。大分市は指定管理とかそういう部分はないのかどうか。大分市のことなのでちょっと分からないかもしれませんが、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

宇都宮食品・生活衛生課長 おおいた動物愛護センターの共同設置ですけれども、ドッグランについては県が管理運営している施設になります。

福崎委員 県としては、ドッグランと多目的広場だけが県の指定管理の対象になるということではないですか。

宇都宮食品・生活衛生課長 はい、そうです。

福崎委員 ありがとうございます。すみません。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はあ

りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

今吉委員長 以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

藤川防災局長 資料5ページを御覧ください。

大分市佐賀関の大規模火災について御説明します。

この火災については一部、一般質問でも議論をさせていただきましたし、委員の皆様の中には、もう既に現地に入られて、よく御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、当委員会で改めて私の方から説明させていただきます。

1火災の概要ですが、11月18日の夕方に発生した火災は、折からの強風により約1.4キロメートル離れた蔦島まで延焼し、先週4日に離島部分を含む全域の鎮火宣言が大分市から出されたところでした。

2被害状況ですが、住宅地を含む約4.9ヘクタールを炎損し、死者1名のほか建物被害が187棟で、被災世帯数は約130世帯となっています。

3避難者の状況にありますように、本日7時時点で佐賀関市民センターに54世帯76人の方が避難されています。

続いて、4主な対応についてです。自衛隊の災害派遣要請については、発災当日の夜から自衛隊と調整に入り、翌19日の朝から大型ヘリ等で113回に及ぶ空中消火を行っていただきました。消火に関してちょっと申し上げますと、本県の防災ヘリも当然出ておまして、延べ146回の空中消火を行っています。それに加えて、熊本県や福岡市の防災ヘリにも応援を要請

し、また、ドローンによる熱源調査も駆使しながら、最終的な鎮火にこぎ着けたところであります。

災害救助法については、発災当日の深夜から内閣府と協議を進め、翌19日の明け方には適用を決定し、避難所の設置経費等を国と県で費用負担するなど、大分市の被災者支援を後押ししています。

加えて、被災者の生活再建のために、火災では国内4例目となる被災者生活再建支援法の適用を行うとともに、知事から高市総理ほか関係省庁に要望を行い、倒壊家屋の公費解体等が決まったところです。

今後は、11月28日に設置した大分県佐賀関被災者生活再建支援本部において、大分市や国と協調しながら、被災者の生活再建や復旧・復興に取り組んでいきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 1.4キロメートル先の蔦島が延焼している。山火事で200メートルほど飛ぶことはあるが、1.4キロメートルどうやって火が飛んだのか分析はされているんですか。

藤川防災局長 分析というのがですね、まずこの火災が自然災害に認められるかどうか非常に重要です。過去の大きな災害の時に、強風が吹いたかどうかの一つの論点でした。気象庁にどれぐらいの風速を吹いていたのか確認したところ、あそこに観測所が設けられていないので分かりませんという答えで。それでいろいろ調べたところ、消防庁が研究した結果がありまして、例えば、風速5メートルから7.5メートル吹いていた時が飛び火が400m、あと7.5メートルから10メートルの風が吹いていた時に、飛び火の距離が600メートル。10から15メートル吹いていた時に1,100メートル。15メートル以上吹いていた時に2,200メートルといった消防庁の研究結果がありまして、こういうところから、そういった自然災害に該当するだろうということで、国にも強く働きかけ、県議会の皆様からもいろいろと働

きかけをいただきましたが、そういうことで認められたと思っております。ですので、分析というほどではないんですが、15メートル以上の風が吹いて、蔦島まで飛んだと考えているところです。

御手洗委員 ちょっと常識では考えにくい感じですけども、やはり海の近くの風ですから、かなり強かったのではないかなと。発表されている風速よりも強かったんじゃないかなと思うんですけども。1.4キロメートルですよ。

藤川防災局長 さきほど言いましたように、2,200メートルの飛び火が飛んでいると15メートル以上の風が吹いていただろうということなので、かなり強かったのと、あと、住宅街の中でもここは助かっているけど、すぐ隣は燃えているみたいなどころがあって、風が舞った部分もあるんじゃないかと現地の大分市の消防の方が説明をしているところです。

高橋委員 大変多くの方が被災されて、今後、自宅の再建も含めた復旧・復興も大事だと思うんですが、まず当面の生活再建ということで、一次避難所が市民センター、多分これから二次避難所という形でホテルや市・県の住宅とかを活用しながらということになると思うんですけども、今現段階で、大分市と連携しながら、そこら辺の見通しとか、そういうものはどういうふうになっているのか、何か情報がございませうか。

山口防災対策企画課長 大分市とも、その辺は話をさせていただいております、地元の方々からいろんな声があつており、早く戻りたいという声もあれば、一緒に生活できる方法でつという話もいろいろお聞きをしているところです。どういふ再建をしたらいいのかというところでは、今、大分市と話をさせていただいているところです。で、市営住宅の話、今日昼のニュースでも流れていましたが、12日から鍵の受け渡しが始まるとお聞きをしているところです。

高橋委員 よろしく申し上げます。臼杵市も昨年、八町大路で大火がありまして、残念ながら、まだ次どういふふうにな再建、復旧・復興するか

決まっていな。まだ更地なんですよ。全く同じような形では家は再建できない。あそこも家が詰んでいて、消防が入れずに燃え広がったというのがあるので、当然そういう防火を考えた次のまちづくりを考えなきゃいけない。佐賀関も高齢者も多いし、その土地にもう1回住みたいという人もいれば、全く以前と同じような形にはやっぱりできないだろうと思うので、今後の再建、復旧・復興に向けて、県も大分市と十分協議しながら被災者の方の御意向がなるべくいかせる方向で手を貸していただければと思います。

嶋委員 被災者生活再建支援法、国には迅速に適用を決定していただきました。大変ありがたいことでもあります。適用の決定から2週間経っていますけれども、ここに書かれているように、被害を受けた世代に最大300万円。まずは基礎支援金ということで100万円支給されると思いますが、現段階でどのような手続が進んでいますか。

山口防災対策企画課長 被災者生活再建支援法を適用いただきまして、今、お話のあつたとおり、最大300万円、全壊の方には基礎支援金として100万円が支給されることになっています。先週末から申請手続がスタートして、昨日までに53件の申請がなされているところです。今回この53件を出された方だけでも、何とか年内に支払ができないかと今、国に要請をしているところです。昨日まで申請があつた分だけでも何とかということで、今お願いをしているところでございます。

嶋委員 できるだけ早く申請のあつた方に支給をしていただきたいと思います。

家を建て替える方については、加算支援金でプラス200万円ということですが、これなかなか現状ではまだだと思ひますが、想像するになかなかそこで家を建て替えようという人もないのかなと。大事なことは、被災地の復興のまちづくりなので。被災者の皆さんに寄り添ったまちづくりというのは生活環境部じゃないんですかね。所管は。

藤川防災局長 まちづくりとなると、土木建築

部が中心になります。区画整理の対象になるかどうかも含めて土木建築部が大分市と、国交省九州地方整備局の中に佐賀関の支援チームを作ってますので、もう既にそこと協議をはじめていまして、どういった絵を描いていくかは、恐らく3者で協力しながらやっていくんですけど、まずは大分市の意向が大切になりますけど、県の部署としては、土木建築部が中心になってやっていきます。

嶋委員 しっかり寄り添ってください。あの加算支援金については、まだ見通しが立たないですよ。

山口防災対策企画課長 全くまだ見通しが立たないので、37か月までとなっておりますが、必要に応じて延長等の手続をさせていただきたいと思っております。

嶋委員 ただ、300万円をもらってもなかなか家を建て替えることはできないのですよね。火災保険に入っていない方も結構いらっしゃるということなので、繰り返し申ししますが、いろいろと寄り添っていただきたいと思っております。

福崎委員 大分県佐賀関被災者生活再建支援本部が11月28日に立ち上がって、知事が本部長ということで。この支援本部は、誰に何をやるんですか。被災者に直接できることをするのか、それとも市町村に対してするのか。何をして、被災者の生活再建の支援を図っていくのかが分かりづらいですね。本部を立ち上げたが何しよるのかなと思って。ちょっと申し訳ないけど、私、知らないもんですから教えていただきたい。この本部が何をしてくれるのか、これがいつまでで、どう変わっていくのかが、もし分かれば教えていただきたいです。

山口防災対策企画課長 支援本部についてですが、御指摘のとおり、被災者の方に直接何かをするのは、基本的には基礎自治体がすることになりますので、大分市が中心となって活動、給付をしたりする形が多いかと思っております。申請手続も含めてですが。県としては、国、県、市がバラバラになって活動しないように、しっかりスピード感を持って進めていきたい、また、お話のあったとおり、どこまで、いつまでやらな

きゃいけないのかっていうところを見ながらしっかり進めていく必要があると思っておりますので、そういった進捗管理も含めて、この場で進めていきたいと考えております。

福崎委員 ということは、定期的に本部が開かれて、情報共有しながら、さっき言った支援金についても、全戸にいつまでちゃんと申請していただくようにしていくとか、そういうことの計画を立てて進めていくということでしょうか。

山口防災対策企画課長 その通りでございます。しっかり大分市と県と情報共有をしながら、いつまでにしなきゃいけないっていうところは、しっかり確認をしながらやっていく必要があると考えております。

福崎委員 じゃあ、佐賀関の支援は、基本的には基礎自治体である大分市がするんですが、県が責任を持って、この復旧支援にあたってはやっていただけるという受け止め方でよろしいのでしょうか。

山口防災対策企画課長 はい。県でできることはしっかりやっていきたいと考えております。

吉村委員 福崎委員とちょっと重なるかもしれませんが、基本的に現在の家屋の、表現難しいですけども、焼けてしまった家屋の処理の部分と、今、避難されている皆さんのまずの住まい、この二つが大事かなと思っています。ここは土木建築部になりますか。

北村循環社会推進課長 家屋の処分ということでよろしいでしょうか。廃棄物の処理については、大分市が実施するんですけども、処分業者と委託契約をしまして、随時、公費解体に向けて準備中と聞いております。

藤川防災局長 住宅再建については、仮設住宅の部分につきましては、災害救助法の公費対象になりますので、それは所管している福祉保健部であったり、あるいは住宅政策を所管しているのは土木建築部になりますので、その両部が協力してやるということと、そこから先のまちづくりの部分は土木建築部がかなり大きなウェートを占めるので、土木建築部を中心に検討していくようになると考えています。

吉村委員 解体に向けては、大分市だけではなくなかあの規模は難しいかと思っております。当然、基礎自治体がやるべき内容でありますし、すでに仮置き場とかも、もうある程度選定をされているので、あとは、1件1件しっかりと許可とかですね、その被災された方の御意向を聞きながら、市だけでは見れない部分を、是非県がサポートをしっかりとさせていただきたいと思っております。

また、今後の住むところに関しまして、当然、土木建築部等がメインだと思いますが、2年間経つとまた一旦出なきゃいけないとか、時間的な壁も出てくるので、そういった部分もしっかりと見ていただきたいと思っておりますし、地域のつながりの強い場所なので、同じところに住みたいというお声が非常に強くございます。当然もう皆さんの耳に入っていると思いますので、制度の壁といったところを柔軟に配慮いただければと思いますので、しっかり県も関わっていただきたいと思っております。

猿渡委員 連日本当に大変お疲れ様です。土木建築部との関係もあるかと思っておりますけれども、仮設住宅のことで、焼けた地域の奥に、旧佐賀関高校のグラウンドだった所に仮設住宅の建設をという声がありますので、コミュニティの維持のためにも、そういう声が届いているかと思っておりますが、市との協議がどこまで行っているか分かれば教えてください。

山口防災対策企画課長 そのような声もお聞きはしているところです。県としては対応ができるように、災害救助法をいち早く適用させていただいて、建設するとなれば県と国で負担をして対応ができるような体制を整えているところです。あとはどうしても大分市の判断というのが出てきますので、そちらを注視しているところです。こちらからは必要な情報は提供させていただいて、選択肢の幅は広げさせていただいているところです。

猿渡委員 はい、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

木田委員外議員 被災者生活再建支援法の基礎支援金が、年内支給を目指しているということですが、平成28年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災、国の基礎支援金が100万円ですが、新潟県は早々に、1週間後にはもう100万円プラスするというので、基礎支援金を200万円にして、年越しを迎える方々にそういった思いを届けたんだろうなと思っておりますが、大分県は基礎支援金の加算について、どのように対応されるのかをお聞かせください。

山口防災対策企画課長 大分県の方で生活再建の支援ができない場合に、住宅再建の支援金を独自に持っております。最高額300万円です。今話のあった通り、新潟県で100万円の加算をしている、そういった制度を元々新潟県がお持ちになっていると聞いているところです。その上で、こういった支援が一番被災者のためになるかをしっかり考えるべきだと思いますので、いろんな住民の声——早く戻りたい、再建をしたい、もしくは、集団で住宅を建ててほしいとか、コミュニティを維持したいという声をお聞きをしているところですので、こういった制度が一番いいのかは、大分市とも一緒に意見を聞きながら取り組んでいきたいと考えております。

木田委員外議員 はい、是非手厚い支援を考えていただきたいと思っております。加算支援金の方は、契約の写しとか、実績報告があるんですけども、基礎支援金はそういったものはないということですから、これから年越しになりますけども、当面の生活をどうかしなくちゃいけないという元手がこの基礎支援金じゃないかと思うんですよ。100万円なのか200万円なのかは、かなり被災者にとって大きいものだと思うんですね。さっきの県の制度は住宅再建なんで、多分再建にかからないと入らないお金だと思いますが、基礎支援金はある程度、生活を支える当面の資金だと思いますので、そういった面も是非考えていただいて、この年明けをどうなるかということを考えて、普通予算もなくて。災害パッケージは使えないですかね。なかなかそう

いったことに使えないかもしれないです。財源をどうにかすればなんとかなると思いますので、是非お願いします。

山口防災対策企画課長 訂正というか補足ですが、被災者生活再建支援法に基づいて住宅再建支援金が支給されない場合に、県の方で独自に出しているという形になりますので、さらに追加で重ねて出すわけではないです。そこは私の言い方が間違えておりましたので、訂正させていただきます。

藤川防災局長 国がある一定以上の戸数じゃないと対象にしないんですよ。で、その国の対象にならない時に県独自で拾えるようにということで、最大300万円まで出す制度を県の方で設けてるんですけど、新潟県の場合はそういうのを関係なくして、プラス100万円上乗せしますよっていう制度を元々持っていたので、糸魚川市大規模火災の時にそれを適用したということです。あとは、それ以外にも、大きな火災としては、大船渡市の火災とか今年ありましたけど、そういうところも岩手県は国からの300万円のみで対応していたりしますので、そういったところも見ながら、いろいろ検討する必要があるかなと思っています。

守永委員外議員 災害時のがれきの処理の関係で、空き家が多いということで、所有者なり、土地の名義人の方が近くにいないなり、不明というケースの場合に、片付けそのものに支障になる点があるんでしょうか。その辺がどうか教えてください。

北村循環社会推進課長 ちょっとはつきりではないんですけども、建物自体がもうなくなっているものは多いですので、法務局でそういう手続ができると聞いています。（「はい、ありがとうございます」と言う者あり）

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。

次に、②から⑤まで一括して報告をお願いします。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料6ペー

ジを御覧ください。

第6次おおいた男女共同参画プランの素案について御説明します。

本計画については、これまで大分県男女共同参画審議会等において、骨子や主な取組などの具体的な内容を検討してきました。

資料の左側に記載していますが、計画の構成は、その趣旨や位置づけ、期間等を記載する計画の策定にあたってに始まり、1総論編から5資料編で構成しています。

2各論編は、資料の右側にあるとおり、総合目標を誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる大分県とし、男女共同参画に向けた意識改革、女性の活躍の推進、男女が安心できる生活の確保の三つの基本目標と10個の重点目標の下、各取組をそれぞれ記載しています。

基本目標Ⅰでは、重点目標1（1）の家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識の解消や、重点目標2（1）の全県的な広がりを持った広報・啓発の一層の充実・強化を図ることなどとしています。

基本目標Ⅱでは、重点目標1（1）のあらゆる分野における女性の参画拡大、同じく（3）の雇用者における女性の管理職登用促進、重点目標3の職業生活と家庭生活との両立の推進等について記載しています。

基本目標Ⅲでは、重点目標2のDV、性犯罪・性暴力等の被害者支援、重点目標3の暴力の根絶に向けた取組の推進などについて記載しています。

今後のスケジュールですが、12月から1月にかけて実施するパブリックコメントの意見等を反映したうえで、来年第1回定例会に、成案を上程したいと考えています。

計画素案の本文はSide Books（サイドブックス）に格納していますので、そちらも御覧ください。

続いて、資料7ページを御覧ください。第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針の策定について、御説明します。

I性格・目的・期間ですが、この指針は、犯罪被害者等基本法等に基づき、本県の犯罪被害

者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

次に、Ⅱ基本方針ですが、1犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること、2支援が個々の事情に応じて適切に行われること、3支援が途切れることなく行われることなどの五つとしています。

右側のⅢ重点課題及び具体的支援策については、これまでの取組や国の第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、第1損害回復・経済的支援等への取組から第5県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組まで五つの重点課題及び具体的な支援策を設定します。

推進体制については、知事部局、警察本部、教育委員会などの関係機関が相互に連携・協力して施策を推進するとともに、個別事案に対しても、複数の機関・団体で途切れなく支援ができるようワンストップ支援体制の充実を図っていきます。

左下の今後のスケジュールについては、2月に大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議で素案を協議し、パブリックコメントを実施したのち、第1回定例会常任委員会で報告いたします。

宇都宮食品・生活衛生課長 資料8ページを御覧ください。第5期大分県食育推進計画の策定について御説明します。

1計画の目的・位置づけですが、本計画は生涯にわたる健全な食生活の実現を目指し、食育に関する施策や取組を総合的に推進することを目的としています。食育基本法及び六次産業化・地産地消法、大分県食育推進条例に基づく県計画であり、大分県長期総合計画の部門計画の性格も有しています。

2計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間となります。

3計画の方向性です。現在、うまい・楽しい・元気な大分の実現に向け、一人ひとりが、えらぶ・つくる・たべる力を身に付けられるよ

う食育を推進しています。次期計画では、今までの取組に加えて、この3つの力を身に付けるために必要な、食に関する正しい知識の理解、つまり知るといふことを促進していくこととしています。

右側の計画の骨子を御覧ください。目指す姿を、うまい・楽しい・元気な大分とし、健やかに食を楽しむ心豊かな人づくりと次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくりを基本目標に、その下に記載している三つの視点で取組を進めていきます。下線部分が第4期計画から変更した箇所になります。主なものとして、1(2)食の安全・安心への理解促進は、さきほど申し上げた、食に関する正しい知識の理解に関する箇所になります。今回、新しく項目立てをし、食の安全安心スクールなどを拡充し、正しい知識の普及と理解に取り組んでいきたいと考えています。

4今後のスケジュールですが、パブリックコメントや外部の委員からなる大分県食育推進会議での審議を経て、県民の皆様の意見を反映しながら計画を作成し、第1回定例会において報告する予定としています。

計画素案の本文はSide Booksに格納していますので、そちらも御覧ください。

続いて、資料9ページを御覧ください。第3次大分県動物愛護管理推進計画の改訂について御説明します。

1改訂の背景・目的です。(1)背景ですが、本計画は令和3年度から令和12年度の10年間の計画となっており、今年度は計画の5年目にあたり、中間見直しの時期となっています。

(2)目的は、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざすとしています。

(3)位置づけですが、①動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく計画、②国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即した計画、そして、③大分県長期総合計画安心・元気・未来創造ビジョン2024の部門計画です。

2改訂の概要です。動物愛護に関する近年の情勢の変化への対応や、安心・元気・未来創造

ビジョン2024の目標達成に向けた見直しを行います。

表の左側に三つの基本目標、中央に五つの主要な施策内容、右側に追加、変更する施策の主な例を記載しています。

(1) ①市町村の不妊去勢手術助成事業の促進では、現在、実施中の14市町から実施自治体の増加に取り組みます。

②多頭飼育対策の強化では、福祉部局等の関連機関と連携を強化します。

(2) ②クラウドファンディングの実施では、動物愛護ボランティアの経済的負担を軽減するための取組を進めます。

(3) ペット防災の推進では、ペット同行避難訓練の実施や災害時の動物ボランティアを育成します。

このほか、(4) 公衆衛生獣医師の確保や(5) 動物由来感染症対策も進めます。

目標指標として、令和12年度に犬猫の殺処分数を196頭以下にすることを目指します。

3今後のスケジュールです。今後、パブリックコメントの意見を反映しながら計画を作成し、第1回定例会において報告する予定としています。

計画素案の本文はSideBooksに格納していますので、そちらも御覧ください。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 まず、男女共同参画プランの関係なんですけれども、先日、女性活躍フォーラムに参加させていただきまして、ありがとうございました。非常に皆さん、自分らしく自分の職場に合った形でのイメージを持ちながら、自信を持って頑張っていこうと前向きに取り組んでいらっしゃる、前向きな気持ちにセミナーの中であられたというお話を伺いました。

私は以前も、交流することで元気が出るって大事だなと言ったことがありますけれども、そういう効果を非常に感じました。皆さんの意見を今後にかしながら、そういう取組を進めていただきたいと思います。

この計画の中に、性犯罪の問題、暴力の問題、防止の問題なんかもありますけれども、やはり犯罪なりそういう傾向にある人に対する矯正プログラム、包括的性教育的なものが必要ではないかと思うんですね。やはり繰り返してはならないわけですし、そういう傾向が見られる場合に、犯罪につながらないようにしなければならぬ。やっぱり包括的性教育を受けてきていないので、まずそのところの、特にそういう場合に対しての更生プログラムのものがあるのか、考えられないのかが一つです。

それともう一つ。動物愛護の関係で、先日、神奈川県動物愛護センターに所管事務調査で呼ばせていただいて、ここで参考になったなと思うのは、いのち基金を取り組んでいまして、ふるさと納税が多いようでしたけれども、けがや病気の治療とか、しつけや適正な飼養の推進などに活用しているということです。今説明いただいた中で、クラウドファンディングでボランティアの負担軽減ということもありましたし、市町村の助成事業を進めていきたいというお話もありましたので、さらに充実いただくように、ありがたい方向だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

木内県民生活・男女共同参画課長 フォーラムの話のありがとうございました。それから、性暴力等の関係でございますけれども、基本目標Ⅲの重点目標3に暴力の根絶に向けた取組の推進を掲げております。この中で、子どもたちへの暴力の防止とか、それから、子どもたちが加害者にならないようにするための取組等を記載しているところがございますけれども、包括的性教育の言葉そのものについては現在入れてはいないところですが、子どもたちに対する取組は強化していきたいと考えております。

宇都宮食品・生活衛生課長 動物愛護の分野におきましては、行政だけではどうしてもできない部分がありますので、動物愛護ボランティアと一緒に進めていきたいと思っております。

クラウドファンディングの対象者は、どういう活動を対象にするか、今検討中でございますけれども、譲渡できるようになるまでミルクを

与えて育てるだとか、あるいは、なかなかもらい手がない高齢の犬の看取りをしてくれるだとか、そういったボランティアの方々を対象にしたいと考えております。今から、どういった方にお渡しするかをボランティアの方々とも話し合いを進めていきたいと思っております。

首藤副委員長 食育推進計画の件で、1点質問というかお願いも含めてなんですけど、計画の方向性で、食に関する正しい知識の理解を促進していくとあるんですけども、具体的に計画の中で、どの辺に表れているのかなと思ひまして。

僕は一昨年痛風になりまして、今も医者に通っていて、薬をいただいているんですけど、健康ちゃん、薬じゃなくてやっぱり食なんだと。10年前に僕はがんをやっていますけれども、そのときも医者は、がんは遺伝だと言うけど、同じような病気になるのは食生活なんよと。やっぱり親と同じものを食べていたら、塩分が強いところだと塩分が強くなるし、食べる物によって体をつくる。要は、口に入るものしか体をつくれと言われておりまして、やっぱりもうちょっと食に関する、本当にそういう面も含めた推進をしていただけるとありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

宇都宮食品・生活衛生課長 食育については、非常に幅広い分野から成っております。食育の中でも、健康になりますと福祉保健部になりますし、学校給食になりますと教育委員会になります。関係各所と連携しながら、今食育を進めているところです。

健康の分野については、さきほど申しましたように福祉保健部で、例えば減塩のうま塩メニューの開発ですとか、あるいは野菜を取りましようという、まず野菜、もっと野菜プロジェクトを展開しておりますので、そういった部署とも連携しながら、健康的な食生活が送れるようにしていきたいと思っております。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に、⑥から⑩まで一括して報告をお願いします。

宮本環境政策課長 資料10ページを御覧ください。第6期大分県地球温暖化対策実行計画の策定について御説明します。

はじめに、1基本的事項ですが、本計画の目的は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた県全体の中期的な削減目標を示すとともに、排出削減のための緩和策と、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策を明らかにするものです。

右側、計画の位置づけですが、本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく都道府県実行計画など三つの性格を有しています。計画期間は2026年度から2030年度までの5年間となります。

次に、2主な内容のうち、目標についてですが、国では、本年2月に地球温暖化対策計画を改定し、2050年カーボンニュートラルに向けた直線的な経路で2040年度までの削減目標を設定しました。これを受け、県では、2030年度は現計画の目標を維持する一方、2040年度は、技術革新や社会実装の進展も期待し、最大で国と同水準となる幅をもった目標を設定したいと考えています。

次に、左下の取組方針についてです。現計画と同様、環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組を進める、地域資源を有効活用し、選ばれる地域になる、新たな経済成長の契機となる環境対策をビジネスチャンスにつなげるための取組を進めるの三つの方針に基づき大分県版カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

右下はその具体的な取組についてです。省エネを一層進めるため、断熱・遮熱等も含めた省CO2技術の活用を推進するほか、低炭素燃料への転換や、グリーン事業者認証などの環境価値を評価する取組を拡大していきます。また、吸収源対策として、成長の早い早生樹による再造林や、森林クレジットの創出等にも取り組んでいきます。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が再エネ促進区域を設定する場合に考慮すべき環境配慮基準を計画中に明示します。

最後に、3今後のスケジュールです。12月末から1月にかけて計画案のパブリックコメントを実施した上で、3月に本委員会で最終案を報告した後、3月末の決定・公表を予定しています。

計画素案の本文はSide Booksに格納していますので、そちらも御覧ください。

北村循環社会推進課長 資料11ページを御覧ください。第6次大分県廃棄物処理計画の策定について御説明します。

初めに、1計画の目的及び位置付けの(1)目的ですが、本計画は、循環型社会を目指し、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。また、国の基本方針で示された循環経済への移行、脱炭素化の推進やデジタル技術の活用についても、新たにに取り組むことにしています。(2)位置付けとしては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく法定計画であるとともに、県環境基本計画の廃棄物対策等に係る個別計画として位置付けられています。

次に2計画の概要の(1)計画期間ですが、現計画が今年度で満了することから、令和8年度から12年度までの5年間としております。

(2)現状については、一般廃棄物のごみ排出量は減少傾向にあります。全国平均よりも多く、再生利用量は減少傾向となっています。右の産業廃棄物については、再生利用量や最終処分量が横ばい状態であることや、不法投棄などの不適正処理が依然として発生している状態です。

(3)目標については、一般廃棄物の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、国の目標値と同じ478.0グラム以下に、循環利用率は、最終処分量の目標値を達成するために20.0%以上に、最終処分量は県の上位計画と整合を図り、年2万300トン以下としています。申し遅れましたが、目標欄でアンダーラインを

引いているところが変更した指標になります。

右側、産業廃棄物の排出量は、令和4年度比で1%の増加に抑制するという国の目標値設定方法と整合を図り、年288万トン以下に、循環利用率は最終処分量の目標値を達成するために47.0%以上に、最終処分量は県の上位計画と整合を図り、年6万100トン以下としています。

(4)基本方針・施策については、新たに記載する部分にアンダーラインを引いています。

まず、①資源循環の促進では、循環経済への移行に向け、プラスチック代替製品の使用促進や製品を製造する動脈産業と、リサイクルなどを行う静脈産業が協力する動静脈連携体制の構築等を推進します。②廃棄物の適正処理の推進では、デジタル技術を活用した高度な選別施設等の導入支援やAIやドローンを活用した監視の強化に取り組みます。③脱炭素化の推進では、二酸化炭素の削減に資する施設整備の推進・支援の検討等を行います。④災害廃棄物処理体制の構築では、頻発化・激甚化する災害に対応するため、自治体間の連携強化や産業廃棄物処理施設の活用を推進します。

最後に、3今後のスケジュールですが、環境審議会からの答申及びパブリックコメントの実施を経て、作成した計画については、本委員会で報告後、3月下旬に公表を予定しています。

計画素案の本文はSide Booksに格納していますので、そちらも御覧ください。

資料12ページを御覧ください。大分県ごみ処理広域化・集約化計画の策定について御説明します。

初めに、1計画の目的及び位置付けの(1)目的です。本計画は、人口減少に伴うごみ排出量の減少や、廃棄物処理施設の維持管理費・更新コストの増大などの課題を踏まえ、廃棄物処理施設の広域化・集約化を進めることで、将来にわたり安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を確保することを目的に、長期的な広域化・集約化計画を策定するものです。(2)位置付けとしては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の法定計画であるとともに、県環境基本計画の廃

棄物対策等に係る個別計画として位置付けられています。

次に、2計画の概要の(1)計画期間ですが、令和6年3月の環境省通知に基づき、2050年度まで、即ち令和8年度から令和32年度までの25年間としています。

(2)広域化ブロックの設定については、環境省通知により、計画策定には市町村の合意が必要となっております。そのため、県・市町村で構成するごみ処理広域化・集約化協議会を設置し、広域化ブロックの見直しについて議論しました。その結果、現在の達成状況、各市町村の意向、経済性・環境性、現施設の耐用年数等を総合的に勘案し、表のとおり六つのブロックに設定しています。なお、中津ブロックについては、新たに、福岡県の近隣自治体に加わっていますが、現在、中津市が当該自治体と広域化・集約化に向けた調整を行っているところです。

(3)計画の進捗管理については、広域化・集約化の達成に向けて、協議会において進捗確認等を実施していきます。また、計画の見直しの際には、より広域化・集約化を目指し、協議会で議論を進めていきます。

最後に、3今後のスケジュールですが、環境審議会からの答申及びパブリックコメントの実施を経て、作成した計画については、本委員会では報告後、3月下旬に公表を予定しています。

資料13ページを御覧ください。第4次大分県きれいな海岸づくり推進計画の策定について御説明します。

資料の1計画の目的及び位置づけについてです。本計画は、海岸ごみの現状を踏まえ、行政・県民・関係団体等が連携して総合的に海岸漂着物対策等に取り組むことを目的としています。海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画であり、大分県廃棄物処理計画の個別計画として位置付けています。

次に、2計画の概要です。現行計画が今年度で満了することから、期間を令和8年度から12年度までの5年間とし、基本理念のごみのないきれいな海岸づくりを通じて、地域と環境が

共生するうつくしい大分県を引き続き目指します。

主な取組として、四つの基本方針の下に各施策を進めます。

I 海岸ごみの円滑な処理の推進では、平時の海岸ごみの回収に加え、災害時の漂着ごみの迅速な処理を行うほか、NPO団体等による海岸漂着物回収・処理活動への支援を強化します。

II 効果的な発生抑制対策の推進では、3Rの推進や、おおいたグリーン事業者認証制度の活用により、廃棄物の発生抑制と適正処理を図ります。また、海洋プラスチックごみ対策として、漁協と連携した漁業者等への啓発や漁港パトロールを実施します。

III 県民みんなが進めるきれいな海岸づくりでは、令和6年度に実施した海岸漂着物の実態調査によると、漂着した人工ごみの約7割がプラスチック類であり、その約8割が陸域由来であったことから、内陸部にも広報・啓発を行いながら海岸クリーンアップ作戦を展開します。

IVの地域連携と協働の推進については、IからIIIの取組を関係機関、団体、地域住民などと連携して推進します。

次に、目標ですが、現行計画では海岸清掃参加人数と人工ごみの量を目標指標としています。そのうち、人工ごみの量については目標を達成したことから見直しを行い、今回の計画では海岸清掃参加人数を目標指標としています。

最後に、3スケジュールですが、市町村への意見聴取とパブリックコメントを実施し、県民の皆様の御意見を反映したうえで、本委員会での報告後、3月下旬に計画を公表する予定です。

計画素案の本文はSide Booksに格納していますので、そちらも御覧ください。

羽田野自然保護推進室長 資料14ページをお願いします。くじゅう連山登山道整備等に係るクラウドファンディングについて御説明します。

1 現状・課題を御覧ください。多くの登山客が訪れるくじゅう連山を代表とするくじゅうの自然は、行政や地元の保護団体の活動等によって守られてきました。広大なくじゅう連山の登山道や自然環境を維持するためには、多くの人

手と費用が必要となります。くじゅうの自然を安全で快適に楽しんでいくためには、県内外から訪れる多くの来訪者も含め、皆で守っていくことが大切です。

そのため、今回、くじゅう連山の自然を守るため、登山アプリで国内トップシェアを誇るアウトドア関連企業である株式会社ヤママップと連携し、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングを実施することとしました。

下段の2クラウドファンディングの概要を御覧ください。頂いた寄附金の使途としては、県が直接整備するくじゅう連山の登山道の修繕や自然保護団体等が行う登山道の補修や植生復元、草原の維持などに活用します。

目標額は、他県の例を参考とし、200万円に設定しました。

募集期間は先月18日から開始しており、来年2月15日までの90日間としています。

くじゅうの自然を愛する多くの方々から温かい御支援をいただきたいと考えております。お手元に募集チラシをお配りしました。これは、先月の開始時にも全議員にお届けさせていただきました。委員の皆様のあるゆる観点からの御協力をよろしく申し上げます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 地球温暖化対策実行計画についてなんですが、取り組んでいく必要性は本当に大きいんだと思うんですけど、毎回計画を聞いていると、大分県自身が排出ゼロに向けてどう取り組んでいくのかがあんまり感じられない。その姿勢を感じられない。例えば、この前、私は決算特別委員会で教育委員会に質疑しましたが、バスを買い換えるときに電気バスは高いからやめますみたいな。じゃ、またCO2排出をどんどんするのみたいな。どこかがきちんと県全体としてゼロを目指していくんだを示して、それに向けて県庁内での取組をしっかりとしないと私はならぬと。何か常に他人事、他人に頼んで、それで実行していきましようみたいで、真の実質ゼロは目指さないというふうに思いますので、

そこは指摘をさせていただきます。また3月の予算特別委員会で聞きますから、いいです。

あと、海洋ごみについてなんですが、海洋ごみ、処理とか対応とか書いてあるんですけど、元々、海洋ごみが増えないことが大切じゃないかと思います。別府湾は前はすごくごみがあったと。それを一応何か回収したと聞くんですけど、本当にきれいな海を残しておこうと思ったら、この海洋ごみの問題はもっと深いものがあるんじゃないかと。私もちょっと分からないので、深いものがあるんじゃないかと思うので、そこら辺をしっかりと取り組んでいけるような計画にお願いしたいので、これも回答は要りません。

首藤副委員長 くじゅう連山のクラウドファンディングなんですけど、寄附金の使い方で、ミヤマキリシマの件が出ていないんですけれども、最近、春先、ミヤマキリシマが咲かないエリアが増えてきている現状があるんですけど、もし把握していたら、あるいは被害が結構やっぱり年々大きいんだという状況が分かれば教えてください。

羽田野自然保護推進室長 咲かないエリアがあるというのは私は直ちに把握しておりませんが、くじゅう連山全体を守っている管理団体があります。県も入っています。その中でも情報共有しながら、丁寧にそういった情報を集めて、必要に応じて対応していきたいと思います。

今吉委員長 クラウドファンディングは今どのくらい入っているんですか、。

羽田野自然保護推進室長 目標200万円に対して、今日現在82万円、41%の達成率となっています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

猿渡委員 大分市の官製談合事件の第三者委員会の調査報告書が出ています。部長読まれたかと思うんですけども、読んでどういうふうに感じられたか。私は大分県にいかすべきことがいろいろあると思うんですが、いかがでしょうか。

首藤生活環境部長 私も読ませていただきましたが、随分、昔から、過去の事例から掘り下げて現在まで調査していると思っております。

ただ事件そのものについては、談合と言いますか、入札上の問題ということで、そちらの方には県としてしっかり今まではやっていますので、今後も入札の案件については会計管理局を中心にやっていくこと、それから部落解放同盟との関係につきましても、大分市はそういう関係だったのかというちょっと驚くような内容もございましたが、県としては、これまでの関係は決して大分市のような関係ではございませんので、きちっと行政対応団体としての関係性の中で保っておりますので、それはそれで今後もその関係性をいかにするかを検討すべきかと思っております。

ただそれとは離れまして、人権問題は非常に重要な問題で、部落差別は依然として県内にあると私どもも把握をしておりますので、今後も部落差別に対する取組というのは、インターネット等の新たな手法のものもいっぱい出ておりますので、そこはしっかり対応していく考えです。

猿渡委員 中身が非常にリアルに出てまして、昭和52年に部落解放同盟との団体交渉で部落解放同盟の出席者が、市長や助役、県の農政部長も出席しているということなんですけれども、市や県の関係者に水をかけて、バケツで頭を叩くなどの暴力行為があったというようなこともあります。

昭和52年当時はこういうことがあっている。その時に大分市議会議員、共産党の平尾広喜さんがこれ告発すべきじゃないかと言った時に、その答弁が、交渉の場での一つの行為として容認していると第三者委員会が言ってるんですね。暴力行為として毅然とした対応をするどころか、

容認するような答弁を行っていると、この報告書には書かれています。

それに対して、この当時の大分市の対応が、以降、大分市と部落解放同盟のメンバーである運動隊との主従関係に多大な影響を与える事情となったものであるとあるんですね。対等な関係ではなかったと書いてあります。これは非常に重要で、こういう時にきちんと毅然とした対応をしなかったことが後に影響したということを指摘されている。

やはりここに学ぶべきじゃないかと思うんですね。部長、今、県は大分市のような関係ではないというふうなことを言われました。

やっぱり市民的にも関心が高いので。大分県は大分市のような関係ではありませんと単に口で言っても、いや、本当にそうなんですかっていう思い、なかなか納得していただけない思いがあるんじゃないかと思うんですね。ですから、そこはきちんと大分県としても。だって、この昭和52年の時の話ですけど、県の部長も出ているということも出てきますからね。だからやっぱりこの際ですね、大分県としても第三者委員会を設置するなどして、あるいはグーグルフォームを使って、ホットラインで大分市の職員に聞き取りをして意見もらってますよね。いろいろな声が上がっているんですけれども、そういうことにも学んでですね、こういう関係じゃない、ならないということを、具体的に示す必要があるんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

首藤生活環境部長 昭和五十数年、三十何年前に県の部長が立ち会って、その後、どういう県の対応があったかはよく分かりませんが、ただ、はっきり申し上げられるのは、これまで知事が定例記者会見の中で、県と部落解放同盟との関係は、そういう不適切な関係はないと申し上げてきております。県のトップが記者会見の場でそのように申し上げておりますので、改めてほかの手を使って県民に表明する必要はないのではないかと思っております。

今吉委員長 はい、もう簡単に。

猿渡委員 そうであれば、前々から申し上げて

いますように、条例の中身とか課の名称とかに部落解放ということの特記、特化しているわけですね。もちろん同和問題に取り組むことは必要なんです。差別が全くないとは思っていません。残る差別に取り組んでいくことは大切なんですけれども、ほかの差別と同じように一般行政として取り組むべきだと。その姿勢を条例名を変えるとか、課の名前を変えるとかいうことで取り組んでいただきたいと思います。そのことで、そういう姿勢を県民に示すことができると思っておりますが、いかがですか。

今吉委員長 お願いですね。答弁難しいと思います。（「一言どうぞ」と言う者あり）

じゃあ、部長一言どうぞ。

首藤生活環境部長 条例や課の名称は、過去、それを設定した時、もしくはその名称を変えた時に、部落差別が差別問題の大きな、最も重要な案件だと捉えて、県としてそのように名称等を変えたんだと思います。その状態が今解決されたという前提であれば、そういうことも考えられるんですけど、今の段階、部落差別が以前に比べて減ってきたとか、なくなったとか、そういう状況にはないので、それはまたその状況が把握できた時に検討できればと思っております。今回の検討は切り離して考えるべきだと思っております。

今吉委員長 ありがとうございます。

藤川防災局長 一点、嶋委員からのさきほどの質問で、少し補足説明させていただきます。被災者生活再建支援金の関係ですけど、さきほど担当課長から年内にと申し上げましたけど、公益財団法人都道府県センターが支給するんですが、年内最終の振込日が12月23日になっております。明日までに都道府県センターに届けば、その日に間に合うということで、都道府県センターでの審査期間が約2週間で支給してもらおうように言ってるんですけど、通常1か月ぐらいかかるという話だったんですけど、県と、大分市の方もいろいろ都道府県センターに働きかけてもらって、2週間で審査をしてもらおうと今やっておりますので、議会の開会日に意見書をいただきまして、そのあとに早期支給をと

いうことであつたかと思っておりますけど、その早期支給に向けて今取り組んでいると御理解いただければと思います。

今吉委員長 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないようなので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部の皆様、委員外議員の皆様はお疲れ様でした。

委員の皆様は、内部協議を行いますので、このままお待ちください。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

今吉委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配布のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることにいたします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもちまして、本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。